平成２３年（フ）第５３２号
大津市山上町８番７号、前住所滋賀県草津市野路４丁目12番５号
債務者　馬場　巌人
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４１号
大津市秋葉台８番22号、前住所滋賀県高島市武曽横山2195番地
債務者　八田留美子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４４号
大津市大将軍２丁目３番４号　ガーディアンシャトーⅡ203
債務者　堀江　和弘
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５７号
滋賀県近江八幡市若宮町79番地、前住所滋賀県近江八幡市若宮町460番地２
債務者　南　　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６４７号
兵庫県姫路市御国野町御着708―１―501、住民票上の住所兵庫県たつの市新宮町段之上416番地10
債務者　新田江梨奈（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６７４号
兵庫県姫路市網干区高田512番地　テラパレス102号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町矢田部127番地２
債務者　中村　若菜（旧姓射場）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７０号
鳥取県米子市大崎2275番地147県住59―３棟81号
債務者　堀田由美江
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１９９号
鳥取県米子市西福原８丁目９番33号―105号
債務者　馬場　稔郁
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１８４０号
広島県廿日市市地御前５丁目18番９号101、申立時の住所広島市西区竜王町７番２号
債務者　竹下　正人
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７５号
広島県呉市安浦町水尻１丁目４番11―1005号
債務者　中本ミツ子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７６号
広島県東広島市黒瀬町市飯田286番地１
債務者　平町　有衣
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４３号
広島県東広島市豊栄町清武1388番地
債務者　井上　典代
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８６号
広島市安佐南区八木３丁目３番５―102号
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７１号
愛媛県松山市南吉田町554番地６
債務者　松本　逸子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９６号
愛媛県松山市森松町450番地３
債務者　稲垣与侍子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１２号
愛媛県伊予市下吾川1958番地１　新川アパート２号
債務者　澤田　里美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１９号
愛媛県松山市久米窪田町397番地３
債務者　竹本　春夫
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部